

レッスン5 賃金支払の原則と例外

1

賃金⇒給料のこと、就業規則等の規定があれば、退職手当、賞与なども含まれる。

賃金支払の5原則⇒違反⇒30万円以下の罰金！！

賃金は①通貨で ②直接労働者に ③その全額を支払わなければならない。

賃金は④毎月1回以上、⑤一定の期日を定めて支払わなければならない。

①の例外:振込(個別の同意が必要)

労働協約(労働組合と会社が書面で約束する。)による現物給与
法令による現物給与(現在、この場合の法令は存在しない。)

②の例外:親権者・代理は不可！ 使用者のみ可能！

③の例外:法令(所得税・住民税・社会保険料を控除)

労使協定により互助会の費用、社員旅行の積立金、労働組合費等を
控除して支払う。

④の例外:2回月に1回の精勤手当、賞与等

⑤の例外:賞与等

※賃金から食事代等勝手には控除できない！ 労使協定が必要！！